## つなぐ



ひとりで、ご家族だけで、 つらい思いを抱えていませんか。 あなたはひとりではありません。

何をどうしたらいいか分からないとき、 私たちは、あなたのお手伝いをしていきます。



このノートは、犯罪や事故の被害にあわれた方やそのご家族の方々に 少しでもお役に立てればとの思いから作成しました。

「つなぐ」というタイトルには、被害者やそのご家族の方に対して、 さまざまな機関が手をつなぎ支援をするという意味を込めています。

## 目 次

## 第1章 はじめに

	1	犯罪の被害にあわれた方へノートの使い方	1 2
	2	<ul><li>ノートの使い方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	3
	4	困っていること、知りたいこと	
	5	M. またいること、利りたいこと ************************************	9
	6	犯罪被害に関する相談先 ····································	_
	7	あなたと周囲の人たちの関係図(エコマップ)	
	8	被害にあわれた時の記録	10
	0	(1) 独実祭生時のこと	15
		(1) 被害発生時のこと · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
	9	被害後のできごとに関する記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	9	似合後のてきととに対する記録	19
	第	2章 刑事手続の流れ	
1			
	1	刑事事件 少年事件 (20歳未満の者) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
	2	少年事件 (20歳未満の者) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4	쑠	3章 被害後に関わる機関等との記録	
	70	3早 仮合後に関わる成民寺との記録	
	1	警察との記録	27
	2	検察庁との記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	裁判所との記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	4	弁護士との記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	5	加害者との記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	6	マスコミとの記録	39
	7	医療機関等との記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	8	支援団体との記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	9	( ) との記録	43
	10	<ul><li>( )との記録 ····································</li></ul>	44
4		ACTION AND COST SECUNDADED	2502
V	第	4章 被害者等が利用できる支援制度・相談窓口	
	1	警察の支援制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	2	検察庁、裁判所等に関連する支援制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47 47
	3	少年事件(20歳未満)で利用できる支援制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	加害者が保護観察を受けている場合に利用できる制度	
	5	<ul><li>・市町村の支援制度</li></ul>	55
	6	県・市町村の支援制度 主な支援制度一覧 支援制度以外の主な手続き	ണ
	7	支援制度以外の主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	8	相談窓口一覧	67
	0		

岐阜県では、犯罪被害者等支援の理念や各主体の責務を明確にし、関係機関と一体となって 総合的な支援を実施する体制を構築するため、岐阜県犯罪被害者等支援条例を制定していま す(令和3年4月1日施行)。 支援条例はこちらから確認いただけます。→

